HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	支援を拒否する自閉症スペクトラム特性をもつ人に対する介入プログラムの開発［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	山本, 彩
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第11858号
Issue Date	2015-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59182
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Aya_Yamamoto_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称　博士（教育学）　　氏　名　山　本　　彩

審査担当者　主査　特任教授　室橋春光
副査　教　　授　間宮正幸
副査　准 教 授　岡田　智
副査　教　　授　傳田健三　　（大学院保健科学研究院）

学位論文題名

支援を拒否する自閉症スペクトラム特性をもつ人に対する介入プログラムの開発

本論文は、自閉症スペクトラム障害（ASD）あるいは相応する特性をもち、かつ支援を拒否する人たちを対象として、介入を可能にするためのプロセスを論じたものである。ASD あるいはそれに近い特性を有すると想定される人たちの中に、診断と治療を受けることを拒否する人たちが存在する。これらの人たちは、家に引きこもるかあるいはそれに近い状態で過ごしていることが多く、家庭内暴力や自傷行為などの行動的問題を抱えていることが多い。家族が病院に行くことを勧めても強く拒否し、特に母親に対しては暴力を振うことが多いため、司法的対応を経て精神科病院へ入院させることも少なくない。家族が被害を蒙り生活は強く制限されることになりがちであるが、このような事例は全国各地において発生している現状がある。そのため、厚生労働省においても喫緊の課題として対応方法の検討に取り組んでいるところである。

著者は、アメリカにおいて家族支援を重視する独自の方法により薬物乱用治療プログラムを開発した、メイヤーらの CRAFT(Community Reinforcement and Family Training) を参照しつつ、自閉症スペクトラム特性をもつ人たちへの介入に適用することを試みた。CRAFT では、過重な負担がかかる家族への支援をまず重点的に行い、その後地域で関連する人々も含めて本人の支援を行うという方略をとる。

序論では、自閉症スペクトラム特性をもち支援を拒否しているが、法的に介入が必要な状況、または社会的ひきこもりを呈している状況の人たちに関する現状と課題が述べられている。

第 1 章では、自閉症スペクトラム障害について本題に関連する先行研究が検討されるとともに、CRAFT の支援の構造と方略が検討されている。

第 2 章では、CRAFT を基本として、ASD 特性をもつ対象者に介入するための方策が論じられている。ASD への適用、ならびに危機介入に関しては CRAFT では述べられていない部分であり、家族/本人への対応方法の基本を CRAFT に学びつつも、著者の実践的経験を基に検討を行い介入のためのプログラムが作成された。

第 3 章では、ASD 特性をもち支援を拒否する人たちへの介入を行う際に生ずる倫理的問題が論じられている。危機介入を法律に準じて行う事態も少なくなく、そのような状況における守秘義務等に関わる倫理的配慮が検討される必要がある。他方で根拠ある実地研究を行うためには必要かつ十分なデータを得ることが重要であり、それらに関する問題点が検討されている。

第 4 章では、社会的引きこもりを呈した児童と成人に対して本プログラムを適用した 2 つの事例が紹介され、介入結果が検討されている。中学生の不登校事例ではプログラム導入により約 3 ヶ月後に家庭内暴力が消失し、2 年後には自発的に相談するようになった。また引きこもりで母親への暴力的行動等がみられた成人の事例では、プログラム導入により約 2 ヶ月後に診療を受け始めた後入院に至り、2 年後に退院した。これらの事例におけるプログラムの有効性と課題が検討されている。

第 5 章及び第 6 章では、本プログラムの前身となる方法が適用された社会的ひきこもり 30 事例ならびに反社会的行動を呈した 32 事例に関して、相談機関のカルテを調査した結果が検討されている。社会的引きこもりの事例では、社会参加や治療に向けて動き出した人が 7 割いたことが示された。また反社会的行動の事例では、約 6 割の人に反社会的行動の改善がみられ半数に具体的支援が始められたことが示された。

第 7 章では、各章をまとめた上で総合的考察がなされ、本プログラムの行動変容メカニズムからみた有効性が検討されるとともに、社会的意義ならびに限界と今後の課題が述べられている。

以上のように本論文は、ASD 特性をもち診断/治療を拒否する人たちを対象として、法的介入や医療介入を必要とする状況において適用し得るプログラムを開発し適用を試み、その有効性を示したという点で意義が認められる。本プログラムについては、本人のアセスメントの方法、親の会や司法関連職種との連携方法など、今後さらに検討を必要とする部分も少なくないが、我が国が抱える現代的課題に対して積極的かつ実践的に挑戦した研究として国際的視野からみても意味のあるものといえる。

よって著者は、北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。